

新総合事業 事業者説明会 事前アンケートに基づくQ&A

平成27年8月25日

NO	分類	質問	回答
1	契約書	利用者との契約書の取り直しは必要ですか。ひな形はありますか。	予防給付とは異なる取扱いとなりますので、【介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業(通所・訪問)】という文言整理を行う必要があります。そのうえで利用者との契約書の取り直しが必要となります。ひな形(案)を用意しております。
2	契約書	契約書、重要事項説明書、通所介護計画書の変更点について教えてください。	主な変更点は、第1号通所事業所もしくは第1号訪問事業所として、契約書や重要事項説明書等の文言整理になります。総合事業での利用となる利用者については、【介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業(通所・訪問)】であることを整理したものに更新してください。計画書作成の流れについての、変更はありません。
3	契約書	今すべきことは何がありますか(運営規定の変更他)	運営規定・契約書・重要事項説明書等について、文言整理が必要になります。
4	契約書	新規に市へ提出する書類は必要ですか。	平成27年4月以降に新規に開設された通所介護事業所・訪問介護事業所については、【介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業(通所・訪問)】を引き続き提供される場合には、新たに生駒市の指定を受ける必要があります。県の指定を受ける時に準備された書類と同様のものを生駒市に提出する必要があります。申請書類等については、ホームページにアップする予定です。
5	契約書	新規利用者に対しての契約書等の変更点及び基準等はあるのか	契約書については、10月以降の新規利用者(事業対象者・要支援1・要支援2)及び既存の利用者(要支援1・2)については、【介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業(通所・訪問)】であることを整理したもので変更願います。基準については、事業対象者は要支援1相当での取り扱いを基本とします。基準等は現在の介護予防通所介護・訪問介護と同様とします。
6	契約書	契約書や重要事項説明書の取り直しは必要か？また、どの部分を訂正すればよいか？	契約書や重要事項説明書の取り直しが必要となります。契約書や重要事項説明書案をお渡ししますので、参考にしてください。
7	サービス内容・対象者	要支援の人の従来の介護予防通所介護について、利用日数、利用時間は従来通りで可能ですか。	要支援1・2の人の利用日数・利用時間について変更はありませんので、従来通りの対応をお願いします。なお、要支援認定の無い基本チェックリストにより該当した事業対象者については、原則、要支援1相当の対応をお願いします。
8	サービス内容・対象者	要支援の認定が無い人でも従来の介護予防通所介護・訪問介護を利用することができますか。	総合事業では、現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護のみを利用される場合については、要支援認定を必要としない仕組みになります。ただし、高齢者の誰もが利用できるわけではなく、日常生活上で何らかの支援が必要な方が対象です。地域包括支援センター職員がご本人等から直接聞き取り等をした上で、基本チェックリストなどの情報をもとにアセスメントを行い、多様なサービスの利用が必要か、一般介護予防事業で対応可能な事業対象者かどうかを判断します。 なお、40歳以上65歳未満の第2号被保険者については、多様なサービスを利用される場合は、要介護(要支援)認定が必要となります。2号被保険者は、基本チェックリストによる事業対象者にはなりませんので、ご注意ください。
9	サービス内容・対象者	事業対象者のサービス単価、利用者負担、給付管理(支給限度額)はどうなりますか？	事業対象者については、原則、要支援1相当での取り扱いとなりますので、サービス単価、利用者負担、給付管理(支給限度額)については、要支援1相当であると考えてください。

新総合事業 事業者説明会 事前アンケートに基づくQ&A

平成27年8月25日

NO	分類	質問	回答
10	サービス内容・対象者	従来の介護予防通所介護について、利用時間は一律ですか(現在4H利用、7H利用と個別に対応しているため)	従来の介護予防通所介護・訪問介護と同様の「予防給付の基準を基本」としており、生駒市独自の基準は設定しておりません。
11	サービス内容・対象者	生駒市外の要支援の人は、従来の介護予防通所介護や介護予防訪問介護を10月以降引き続き利用できますか。	生駒市外の要支援の人は、従来の介護予防通所介護や介護予防訪問介護を10月以降も利用することはできます。生駒市の利用者であれば、10月以降の請求は【介護予防・日常生活支援総合事業】のサービスコードで国保連に請求となりますし、生駒市外の利用者については、現行通りの請求となりますので、お間違いないように対応願います。
12	サービス内容・対象者	生駒市外の現在の利用者は、9月までにどのような対応が必要ですか。	特別な対応は必要ありません。
13	サービス内容・対象者	要支援の人に対しての生駒市独自のサービス(ex.介護タクシーが使える、ヘルパーの回数)は、今まで通りの請求でいいですか。新たにできるサービスはありますか。	要支援の認定者に対して、生駒市独自のサービスとして「介護タクシー」や「ヘルパーの回数」等に関して、独自基準を設けた対応は今までも行っておりません。請求に関しては、10月以降、現行の通所介護や訪問介護を利用している生駒市の利用者の請求については、問11と同様、請求コードが異なりますのでご注意ください。4月以降、多様なサービスとして通所型サービスC(短期集中予防サービス)や通所型サービスB(住民主体による支援)は既にありますが、今後は平成27年10月以降に現行の通所介護を介護予防・日常生活支援総合事業に移行を図ります。新たに通所型A(緩和した基準によるサービス)を設けるかについては今後、検討していく予定です。
14	サービス内容・対象者	事業対象者については、すべて新規利用者となり、原則的には当該サービスを利用できるものとは考えていません。そのうえで例外的に利用できるとすれば利用回数も含めたプランの是非を行政担当課にて査定されるのですか。	地域包括支援センターが主に事業対象者がどのようなサービス利用が望ましいかについて、利用者及び家族の意向を確認しながら、介護予防ケアマネジメントを実施します。そのうえで、現行相当の通所介護や訪問介護が必要とみなされた利用者については、当該サービスの利用も考えられます。【介護予防・日常生活支援総合事業】の利用者で他の予防給付のサービスを併用しない者については、第1号介護予防支援の取り扱いとなりますので、その場合は、市に直接、地域包括支援センターがプランを提出し、プラン報酬を請求することになりますので、高齢施策課においてプランの確認は行います。
15	事業所の指定	総合事業のみなし事業所は従来の介護予防サービス事業所の指定の効力とは無関係に存在するとはどういう意味ですか。	平成27年3月までに都道府県における事業所指定を受けていた通所介護事業所や訪問介護事業所においては、特に指定の拒否を3月中に都道府県や事業所の所在地市町村に申し立てなければ、全国一律に【介護予防・日常生活支援総合事業】のみなし指定を受けていることとなります(申請等は不要)。ただし、こののみなし指定の有効期間については、生駒市において独自基準は設けておりませんので、平成30年3月までで、平成30年4月以降について継続する場合には、生駒市に事業者指定に関する更新申請が必要になります。
16	事業所の指定	平成27年4月以降、総合事業を行いたい(開設したい)場合の申請方法はどのように行うのですか。	介護予防・日常生活支援総合事業における新しいサービスについては、現在検討中であり基準や単価設定も定まっておきませんので、総合事業のみを対象にする事業についての申請は今のところ受け付けておりません。ただし、平成27年4月以降に通所事業所や訪問介護事業所を開設され、県の指定を受けておられる事業所で今後、総合事業における相当サービスを提供したいという意向がごありの事業所については、NO4の同様、生駒市の指定を受けるために、申請書類を提出いただく必要があります。
17	請求・国保連	生駒市外の利用者の住む地域が10月～総合事業に移行されない場合は、今まで通りの請求でよろしいのですか。	お見込みのとおりです。

新総合事業 事業者説明会 事前アンケートに基づくQ&A

平成27年8月25日

NO	分類	質問	回答
18	請求・国保連	国保連への請求の詳細を教えてください。	国保連の担当者から時間内に説明。
19	請求・国保連	総合事業の支給限度額設定はその具体の額にあわせ、給付の支給限度額との取扱いについてどうなりますか。特に制限は設けないのでしょうか？	支給限度額の設定については、事業対象者においては要支援1相当額を超えない額が基本となります。ただし、退院直後等において集中的にサービス利用が必要とケアマネジメントの中で判断される場合においては、要支援2を超えない範囲の限度額設定は可能です。
20	報告	地域包括支援センターに提出していたモニタリング報告は不要になりますか。	モニタリング報告はこれまでどおりご提出ください。